

○経済産業省令第十八号
 計量法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十六号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、計量法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和八年三月二十四日
 計量法施行規則等の一部を改正する省令
 （計量法施行規則の一部改正）
 第一条 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

	改正後	改正前
	<p>（軽微な修理）</p> <p>第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 質量計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格B七六〇七（二〇二六）附属書に掲げる軽微な修理</p>	<p>（軽微な修理）</p> <p>第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 質量計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 自動はかりに係る次に掲げる修理</p> <p>(1) ホッパースケールに係る日本産業規格B七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理</p> <p>(2) 充填用自動はかりに係る日本産業規格B七六〇四―一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理</p> <p>(3) コンベヤスケールに係る日本産業規格B七六〇六―一（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理</p> <p>(4) 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格B七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる軽微な修理</p>
2 三十三（略）	<p>三十二（略）</p> <p>（簡易修理）</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 質量計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格B七六〇七（二〇二六）附属書に掲げる簡易修理</p>	<p>三十二（略）</p> <p>（簡易修理）</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 質量計に係る次に掲げる修理</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 自動はかりに係る次に掲げる修理</p> <p>(1) ホッパースケールに係る日本産業規格B七六〇三（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理</p> <p>(2) 充填用自動はかりに係る日本産業規格B七六〇四―一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理</p> <p>(3) コンベヤスケールに係る日本産業規格B七六〇六―一（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理</p> <p>(4) 自動捕捉式はかりに係る日本産業規格B七六〇七（二〇二四）附属書に掲げる簡易修理</p>
2 三十三（略）	<p>三十三（略）</p>	<p>三十三（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

経済産業大臣 赤澤 亮正

第二條 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第70号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後	改正前
	<p>(登録に係る区分)</p> <p>第九十条 法第四十三條第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二條第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。</p> <p>一 角速度 二 角速度 三 角速度 四 角速度 五 角速度 六 角速度 七 角速度 八 角速度 九 角速度 十 角速度 十一 角速度 十二 角速度 十三 角速度 十四 角速度 十五 角速度 十六 角速度 十七 角速度 十八 角速度 十九 角速度 二十 角速度 二十一 角速度 二十二 角速度 二十三 角速度 二十四 角速度 二十五 角速度 二十六 角速度 二十七 角速度 二十八 角速度 二十九 角速度 三十 角速度 三十一 角速度 三十二 角速度 三十三 角速度 三十四 角速度 三十五 角速度 三十六 角速度 三十七 角速度 三十八 角速度 三十九 角速度 四十 角速度 四十一 角速度 四十二 角速度 四十三 角速度 四十四 角速度 四十五 角速度 四十六 角速度 四十七 角速度 四十八 角速度 四十九 角速度 五十 角速度 五十一 角速度 五十二 角速度 五十三 角速度 五十四 角速度 五十五 角速度 五十六 角速度 五十七 角速度 五十八 角速度 五十九 角速度 六十 角速度 六十一 角速度 六十二 角速度 六十三 角速度 六十四 角速度 六十五 角速度 六十六 角速度 六十七 角速度 六十八 角速度 六十九 角速度 七十 角速度 七十一 角速度 七十二 角速度 七十三 角速度 七十四 角速度 七十五 角速度 七十六 角速度 七十七 角速度 七十八 角速度 七十九 角速度 八十 角速度 八十一 角速度 八十二 角速度 八十三 角速度 八十四 角速度 八十五 角速度 八十六 角速度 八十七 角速度 八十八 角速度 八十九 角速度 九十 角速度 九十一 角速度 九十二 角速度 九十三 角速度 九十四 角速度 九十五 角速度 九十六 角速度 九十七 角速度 九十八 角速度 九十九 角速度 一百 角速度</p>	<p>(登録に係る区分)</p> <p>第九十条 法第四十三條第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二條第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。</p> <p>一 角速度 二 角速度 三 角速度 四 角速度 五 角速度 六 角速度 七 角速度 八 角速度 九 角速度 十 角速度 十一 角速度 十二 角速度 十三 角速度 十四 角速度 十五 角速度 十六 角速度 十七 角速度 十八 角速度 十九 角速度 二十 角速度 二十一 角速度 二十二 角速度 二十三 角速度 二十四 角速度 二十五 角速度 二十六 角速度 二十七 角速度 二十八 角速度 二十九 角速度 三十 角速度 三十一 角速度 三十二 角速度 三十三 角速度 三十四 角速度 三十五 角速度 三十六 角速度 三十七 角速度 三十八 角速度 三十九 角速度 四十 角速度 四十一 角速度 四十二 角速度 四十三 角速度 四十四 角速度 四十五 角速度 四十六 角速度 四十七 角速度 四十八 角速度 四十九 角速度 五十 角速度 五十一 角速度 五十二 角速度 五十三 角速度 五十四 角速度 五十五 角速度 五十六 角速度 五十七 角速度 五十八 角速度 五十九 角速度 六十 角速度 六十一 角速度 六十二 角速度 六十三 角速度 六十四 角速度 六十五 角速度 六十六 角速度 六十七 角速度 六十八 角速度 六十九 角速度 七十 角速度 七十一 角速度 七十二 角速度 七十三 角速度 七十四 角速度 七十五 角速度 七十六 角速度 七十七 角速度 七十八 角速度 七十九 角速度 八十 角速度 八十一 角速度 八十二 角速度 八十三 角速度 八十四 角速度 八十五 角速度 八十六 角速度 八十七 角速度 八十八 角速度 八十九 角速度 九十 角速度 九十一 角速度 九十二 角速度 九十三 角速度 九十四 角速度 九十五 角速度 九十六 角速度 九十七 角速度 九十八 角速度 九十九 角速度 一百 角速度</p>
	<p>(表記)</p> <p>第一百八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (削る)</p> <p>三 (削る)</p> <p>四 (削る)</p> <p>五 (削る)</p> <p>六 (削る)</p> <p>七 (削る)</p> <p>八 (削る)</p> <p>九 (削る)</p> <p>十 (削る)</p> <p>十一 (削る)</p> <p>十二 (削る)</p> <p>十三 (削る)</p> <p>十四 (削る)</p> <p>十五 (削る)</p> <p>十六 (削る)</p> <p>十七 (削る)</p> <p>十八 (削る)</p> <p>十九 (削る)</p> <p>二十 (削る)</p> <p>二十一 (削る)</p> <p>二十二 (削る)</p> <p>二十三 (削る)</p> <p>二十四 (削る)</p> <p>二十五 (削る)</p> <p>二十六 (削る)</p> <p>二十七 (削る)</p> <p>二十八 (削る)</p> <p>二十九 (削る)</p> <p>三十 (削る)</p> <p>三十一 (削る)</p> <p>三十二 (削る)</p> <p>三十三 (削る)</p> <p>三十四 (削る)</p> <p>三十五 (削る)</p> <p>三十六 (削る)</p> <p>三十七 (削る)</p> <p>三十八 (削る)</p> <p>三十九 (削る)</p> <p>四十 (削る)</p> <p>四十一 (削る)</p> <p>四十二 (削る)</p> <p>四十三 (削る)</p> <p>四十四 (削る)</p> <p>四十五 (削る)</p> <p>四十六 (削る)</p> <p>四十七 (削る)</p> <p>四十八 (削る)</p> <p>四十九 (削る)</p> <p>五十 (削る)</p> <p>五十一 (削る)</p> <p>五十二 (削る)</p> <p>五十三 (削る)</p> <p>五十四 (削る)</p> <p>五十五 (削る)</p> <p>五十六 (削る)</p> <p>五十七 (削る)</p> <p>五十八 (削る)</p> <p>五十九 (削る)</p> <p>六十 (削る)</p> <p>六十一 (削る)</p> <p>六十二 (削る)</p> <p>六十三 (削る)</p> <p>六十四 (削る)</p> <p>六十五 (削る)</p> <p>六十六 (削る)</p> <p>六十七 (削る)</p> <p>六十八 (削る)</p> <p>六十九 (削る)</p> <p>七十 (削る)</p> <p>七十一 (削る)</p> <p>七十二 (削る)</p> <p>七十三 (削る)</p> <p>七十四 (削る)</p> <p>七十五 (削る)</p> <p>七十六 (削る)</p> <p>七十七 (削る)</p> <p>七十八 (削る)</p> <p>七十九 (削る)</p> <p>八十 (削る)</p> <p>八十一 (削る)</p> <p>八十二 (削る)</p> <p>八十三 (削る)</p> <p>八十四 (削る)</p> <p>八十五 (削る)</p> <p>八十六 (削る)</p> <p>八十七 (削る)</p> <p>八十八 (削る)</p> <p>八十九 (削る)</p> <p>九十 (削る)</p> <p>九十一 (削る)</p> <p>九十二 (削る)</p> <p>九十三 (削る)</p> <p>九十四 (削る)</p> <p>九十五 (削る)</p> <p>九十六 (削る)</p> <p>九十七 (削る)</p> <p>九十八 (削る)</p> <p>九十九 (削る)</p> <p>一百 (削る)</p>	<p>(表記)</p> <p>第一百八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ホッパースケール 日本産業規格B七六〇三(二〇二四) 附属書</p> <p>三 充填用自動はかり 日本産業規格B七六〇四(二〇二四) 附属書及び日本産業規格B七六〇四(二〇二四)</p> <p>四 コンベヤスケール 日本産業規格B七六〇六(二〇二四) 附属書及び日本産業規格B七六〇六(二〇一九)</p> <p>五 自動捕捉式はかり 日本産業規格B七六〇七(二〇二四) 附属書</p> <p>六 (略)</p>
	<p>(性能)</p> <p>第一百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動捕捉式はかり 日本産業規格B七六〇七(二〇二六) 附属書</p> <p>三 (略)</p>	<p>(性能)</p> <p>第一百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ホッパースケール 日本産業規格B七六〇三(二〇二四) 附属書</p> <p>三 充填用自動はかり 日本産業規格B七六〇四(二〇二四) 附属書及び日本産業規格B七六〇四(二〇二四)</p> <p>四 コンベヤスケール 日本産業規格B七六〇六(二〇二四) 附属書及び日本産業規格B七六〇六(二〇一九)</p> <p>五 自動捕捉式はかり 日本産業規格B七六〇七(二〇二四) 附属書</p> <p>六 (略)</p>
	<p>(検定公差)</p> <p>第一百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動捕捉式はかり 日本産業規格B七六〇七(二〇二六) 附属書</p> <p>三 (略)</p>	<p>(検定公差)</p> <p>第一百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 ホッパースケール 日本産業規格B七六〇三(二〇二四) 附属書</p> <p>三 充填用自動はかり 日本産業規格B七六〇四(二〇二四) 附属書及び日本産業規格B七六〇四(二〇二四)</p> <p>四 コンベヤスケール 日本産業規格B七六〇六(二〇二四) 附属書及び日本産業規格B七六〇六(二〇一九)</p> <p>五 自動捕捉式はかり 日本産業規格B七六〇七(二〇二四) 附属書</p> <p>六 (略)</p>
	<p>二 自動捕捉式はかり 日本産業規格B七六〇七(二〇二六) 附属書</p> <p>三 (略)</p>	<p>五 自動捕捉式はかり 日本産業規格B七六〇七(二〇二四) 附属書</p> <p>六 (略)</p>

(構造検定の方法)
第百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 (削る)
- 三 (削る)
- 四 (削る)
- 五 (削る)
- 六 (削る)

二 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二六) 附属書

(器差検定の方法)
第百二十四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 (削る)
- 三 (削る)
- 四 (削る)
- 五 (削る)
- 六 (削る)

二 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二六) 附属書

(性能に係る技術上の基準)
第百十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 (削る)
- 三 (削る)
- 四 (削る)
- 五 (削る)
- 六 (削る)

二 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二六) 附属書

(使用公差)
第百十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 (削る)
- 三 (削る)
- 四 (削る)
- 五 (削る)
- 六 (削る)

二 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二六) 附属書

(性能に関する検査の方法)
第百十三条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 (削る)
- 三 (削る)
- 四 (削る)
- 五 (削る)
- 六 (削る)

(構造検定の方法)
第百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書
- 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四 (二〇二四)
- 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六 (二〇一九)
- 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二四) 附属書
- 六 (略)

二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書

(器差検定の方法)
第百二十四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書
- 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四 (二〇二四)
- 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六 (二〇一九)
- 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二四) 附属書
- 六 (略)

二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書

(性能に係る技術上の基準)
第百十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書
- 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四 (二〇二四)
- 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六 (二〇一九)
- 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二四) 附属書
- 六 (略)

二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書

(使用公差)
第百十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書
- 三 充填用自動はかり 日本産業規格 B 七六〇四 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇四 (二〇二四)
- 四 コンベヤスケール 日本産業規格 B 七六〇六 (二〇二四) 附属書及び日本産業規格 B 七六〇六 (二〇一九)
- 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二四) 附属書
- 六 (略)

二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書

(性能に関する検査の方法)
第百十三条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

- 一 (略)
- 二 ホッパースケール 日本産業規格 B 七六〇三 (二〇二四) 附属書
- 三 (削る)
- 四 (削る)
- 五 (削る)
- 六 (削る)

(表記)
第七百一十一条 電力量計(最大需要電力表示装置付電力量計にあつては、最大需要電力表示装置を除く。以下同じ。)及び無効電力量計(以下「電力量計等」という。)の表記事項は、それぞれの各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026) 〇二六

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C121612(2026)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127312(2026)

六 (略)

(性能)

第七百十二条 電力量計等の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026) 〇二六

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C121612(2026)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127312(2026)

六 (略)

(検定公差)

第七百二十四条 電力量計等の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026) 〇二六

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C121612(2026)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127312(2026)

六 (略)

(構造検定の方法)

第七百二十五条 電力量計等の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026) 〇二六

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C121612(2026)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127312(2026)

六 (略)

(表記)
第七百一十一条 電力量計(最大需要電力表示装置付電力量計にあつては、最大需要電力表示装置を除く。以下同じ。)及び無効電力量計(以下「電力量計等」という。)の表記事項は、それぞれの各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026) 〇一七

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C121612(2026)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127312(2026)

六 (略)

(性能)

第七百十二条 電力量計等の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026) 〇一七

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C121612(2026)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127312(2026)

六 (略)

(検定公差)

第七百二十四条 電力量計等の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026) 〇一七

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C121612(2026)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127312(2026)

六 (略)

(構造検定の方法)

第七百二十五条 電力量計等の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026) 〇一七

二 (略)

三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127112(2026)

四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C121612(2026)

五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C127312(2026)

六 (略)

(器差検査の方法)
第七百五十四条 電力量計等の器差検査の方法は、それぞれの各号に掲げる日本産業規格による。
 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二七二―二(二〇二六)〇二六
 二 (略)
 三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二七二―二(二〇二六)
 四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C二一六―二(二〇二六)
 五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二七三―二(二〇二六)
 六 (略)

(器差検査の方法)
第七百五十四条 電力量計等の器差検査の方法は、それぞれの各号に掲げる日本産業規格による。
 一 普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二七二―二(二〇一七)〇一七
 二 (略)
 三 特別精密電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二七二―二(二〇一七)
 四 特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計 日本産業規格C二一六―二(二〇一七)
 五 無効電力量計のうち、電子式のもの 日本産業規格C二七三―二(二〇一七)
 六 (略)

第三条 指定定期検査機関、指定検定期間、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部改正
 (指定定期検査機関、指定検定期間、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成五年通商産業省令第七十二号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改正後

別表第二(第九条関係)

事項	業務の範囲
一 特定計量器の種類	一 (略) イ・ロ (略) (削る) (削る) (削る) 二・三 (略)
二 (略)	(略)

改正前

別表第二(第九条関係)

事項	業務の範囲
一 特定計量器の種類	一 (略) イ・ロ (略) 二 ホツパスケール 三 充填用自動はかり 四 コンバスケール 五・六 (略)
二 (略)	(略)

別表第三(第十条関係)

指定の区分	検定設備		検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
電力量計	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)
高速過渡試験装置	(略)	日本産業規格C二二一六―二、C二二七―二及びC二二七―二に規定する高速過渡の影響の試験ができるもの	(略)	(略)

別表第三(第十条関係)

指定の区分	検定設備		検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
電力量計	(略)	(略)	(略)	(略)
衝撃性雑音試験装置	(略)	日本産業規格C二二一六―二に規定する衝撃性雑音の影響の試験ができるもの	(略)	(略)
高速過渡試験装置	(略)	日本産業規格C二二七―一、二及びC二二七―二に規定する高速過渡の影響の試験ができるもの	(略)	(略)

別表第四(第十条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四(第十条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

指定の区分	検 定 設 備		検定を実施する者	
	名 称	性 能	条 件	人 数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

指定の区分	検 定 設 備		検定を実施する者	
	名 称	性 能	条 件	人 数
ル ホッパースケール	基準分銅管理は かり	日本産業規格B七六〇 三に規定する試験がで きるもの	(略)	(略)
り 充填用自動はかり	基準分銅管理は かり	日本産業規格B七六〇 四一及びB七六〇 四一二に規定する試験 ができるもの	(略)	(略)
ル コンベヤスケール	基準分銅管理は かり	日本産業規格B七六〇 六一及びB七六〇 六一二に規定する試験 ができるもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四條 計量法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第六十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

附 則

(自動はかりを使用する適正計量管理事業所の経過措置)

第四條 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十三号。以下「改正令」という。)による改正後の計量法施行令(以下「新施行令」という。)第二条の規定にかかわらず、自動捕捉式はかり(計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する特定計量器であるものに限る。次項において同じ。)については、令和九年三月三十一日までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。
一 法第二百二十七条第二項の規定により指定の申請を行うこと。

二・三 (略)

改 正 前

附 則

(自動はかりを使用する適正計量管理事業所の経過措置)

第四條 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第六十三号。以下「改正令」という。)による改正後の計量法施行令(以下「新施行令」という。)第二条の規定にかかわらず、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器については、それぞれ改正令附則別表の第三欄に掲げる日前までは、次に掲げる業務を行うことを要しない。
一 計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)第二百二十七条第二項の規定により指定の申請を行うこと。

二・三 (略)

<p>2 新施行令第二条の規定にかかわらず、新施行令第二号ロに規定する自動はかりのうち、ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールについては、令和十三年三月三十一日まで、自動捕捉式はかり、ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール以外のものについては、令和八年三月三十一日まで、第一項各号に掲げる業務を行うことを要しない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器に係る前項各号に掲げる業務については、それぞれ改正令附則別表の第四欄に掲げる日以後に行うこととする。</p> <p>3 新施行令第二条の規定にかかわらず、新施行令第二号ロに規定する自動はかりのうち、改正令附則別表の第一欄に掲げる特定計量器以外のもの(次項において「検定対象外自動はかり」という。)については、平成三十八年三月三十一日まで、第一項各号に掲げる業務を行うことを要しない。</p> <p>4 検定対象外自動はかりに係る第一項各号に掲げる業務については、平成三十一年四月一日以後に行うこととする。</p> <p>5 (略)</p>
--	--

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(構造に係る技術上の基準に係る特例)

第二条 直流量計にあつては、計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)第七十七条第二項(法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。)に規定する構造に係る技術上の基準の規定の適用については、令和九年三月三十一日まで、なお従前の例によることができる。

(基準適合義務に係る特例)

第三条 直流量計にあつては、令和九年三月三十一日までに法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認の申請を行い、承認を受けた型式に属する電力量計についての法第七十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、法第八十条、第八十二条、第八十六条及び第八十九条第二項の規定の適用については、令和九年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。